

# 令和6年度 第1回吉川区地域協議会次第

日時：令和6年5月23日（木）  
午後6時30分から  
場所：吉川コミュニティプラザ大会議室

## 1. 開 会

## 2. 所長あいさつ

## 3. 地域協議会制度の説明

## 4. 協議事項

- (1) 地域協議会の運営等について 【資料 No. 1】
  - ・会長及び副会長の選任について
  - ・会議の招集請求に必要な委員数について
  - ・会議録の確認者についてほか
- (2) 自主的審議事項について 【資料 No. 2】
- (3) その他 【資料 No. 3】

## 5. 総合事務所からの諸連絡について

- ・地域協議会委員の名刺の作成について
- ・令和6年度吉川区に係る予算概要について
- ・令和6年度吉川区総合事務所各グループの主な業務内容について
- ・令和6年度吉川区の主な行事予定
- ・吉川区総合事務所職員配置図
- ・吉川区の概要について

## 6. そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整 月 日（ ） 時 分から  
吉川コミュニティプラザ

## 7. 閉 会

吉川区地域協議会について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
<p>会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条</p>	<p>会長 副会長</p>	<p>会長 副会長</p>
<p>会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号</p>	<p>3人</p>	<p>人</p>
<p>会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例 施行規則第5条第2項</p>	<p>名簿順 (欠席の場合、繰り上げ)</p>	
<p>地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項</p>	<p>各年度3人 名簿順</p>	<p>(編集委員)</p>
	<p>年3回</p>	<p>(発行回数・時期) 年 回</p>
	<p>編集委員がたたき台を作り、 他の委員が確認する。</p>	<p>(編集方法など)</p>
<p>会議の座席順 ※条例第8条第4項</p>	<p>名簿順</p>	
<p>会議の開催日時 ※条例第8条第4項</p>	<p>毎月第3木曜日</p>	<p>(開催日)</p>
	<p>18時30分</p>	<p>(開催時間)</p>

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
書面による審議 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合</li> <li>・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合</li> <li>・その他、前2項に類するとして会長が認める場合</li> </ul>	(実施の条件)
	正副会長の協議により決定する	(実施の判断)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の過半数の意思表示、賛成、反対を表明して会議の議決があったものとみなす</li> <li>・前項において、可否同数のときは、会長の決すところによる</li> </ul> 附帯意見の取扱について 正副会長の協議により決定する	(表決方法)

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議(以下「会議」という。)において、委員のうちから選任し、又は解任する。  
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

(会議録)

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

地域協議会の自主的審議事項に関する通知票

提出日：令和 年 月 日

地域協議会名		
審議事項	件名	
	概要	
担当課 ※不明の場合は記載不要		
審議開始日		
備考		

地域政策課に実際に提出する日を記載してください。

記載例

地域協議会の自主的審議事項に関する通知票

提出日：令和6年5月23日

地域協議会名		〇〇区地域協議会
審議事項	件名	〇〇区地域振興センターの利活用の促進について
	概要	・当区の中核的施設である〇〇区地域振興センターの利活用状況が漸減傾向にあるが、地域のコミュニティを活性化するためには不可欠であると考えられるため、より利活用しやすい運営面での改善点について検討するもの。
担当課 ※不明の場合は記載不要		□□課、▲▲課
審議開始日		令和〇年〇月〇日
備考		自主的審議事項に係る提案書については、別紙のとおり。

地域協議会で決定した審議の概要を記載してください。  
(審議の結果により、提案書等と不整合になることも考えられます)

関連する課等が複数あることが明らかな場合は、すべて記載してください。

委員からの提案書や参考資料等の提出がある場合は「備考欄」にその旨を記載し、通知票の提出にあわせて地域政策課に送付してください。

## 各種団体役員への選出一覧表

### 【吉川区青少年育成会議】

任期：令和5・6年度

他団体役職	令和5年度		令和6年度	
	地域協議会 役職	氏名	地域協議会 役職	氏名
運営委員	会長			
専門 部 会	教育支援部会員	委員		
	環境健全部会員	副会長		
	体験活動部会員	委員		

### 【柿崎病院後援会】

任期：令和6・7年度

他団体役職	令和5年度		令和6年度	
	地域協議会 役職	氏名	地域協議会 役職	氏名
理事	会長			

### 【新潟県立吉川高等特別支援学校後援会】

任期：令和6・7年度

他団体役職	令和5年度		令和6年度	
	地域協議会 役職	氏名	地域協議会 役職	氏名
理事	副会長			
代議員	委員			

### 【上越市地区公共交通懇話会(吉川区)】

任期：定めなし

他団体役職	令和5年度		令和6年度	
	地域協議会 役職	氏名	地域協議会 役職	氏名
委員	会長			